【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年８月４日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	ＴＳＵＢＡＫＩＭＯＴＯ　ＣＨＡＩＮ　ＣＯ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木　村　隆　利
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目３番３号
【電話番号】	（06）6441－0011（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部長　　石　田　直　人 （連絡場所）京都府京田辺市甘南備台一丁目１番３号 （電話番号）（0774）64－5300
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番２号
【電話番号】	（03）6703－8400
【事務連絡者氏名】	東京支社総務担当　　宮　内　真　澄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　56,324,645円 （注）本募集金額は１億円未満でありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第５項第２号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年７月28日付で提出いたしました有価証券届出書について、2023年８月４日付で四半期報告書(第114期第１四半期(自 2023年４月１日 至 2023年６月30日))を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するとともに、添付書類「2024年３月期第１四半期(自 2023年４月１日 至 2023年６月30日)の連結業績の概要」を削除するため、また、2023年７月の自己株式の取得について添付書類である自己株券買付状況報告書(自 2023年７月１日 至 2023年７月31日)を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類
　第２　参照書類の補完情報
　(添付書類の削除)
　　2024年３月期第１四半期(自 2023年４月１日 至 2023年６月30日)の連結業績の概要
　(添付書類の追加)
　　自己株券買付状況報告書(自 2023年７月１日 至 2023年７月31日)

３【訂正箇所】

訂正箇所は下線で表示しております。

第三部【参照情報】

(訂正前)

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期(自2022年４月１日　至2023年３月31日) 2023年６月30日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年７月28日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第５号)第19条第２項第９号の２の規に基づく臨時報告書を2023年７月３日関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年７月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年７月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期(自2022年４月１日 至2023年３月31日) 2023年６月30日関東財務局長に提出

２ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第１四半期(自2023年４月１日 至2023年６月30日) 2023年８月４日関東財務局長に提出

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年８月４日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第５号)第19条第２項第９号の２の規に基づく臨時報告書を2023年７月３日関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び第114期第１四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年８月４日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年８月４日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。